

新潟市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長 平石直樹

新潟市人事委員会規則第3号

新潟市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の住居手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条」を「第5条第2項」に、「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を「職員」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「人事交流等により引き続き」を「新たに」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第8条第1項中「要件を欠くに至った日」を「要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」に改める。

第12条中「新潟市職員の令和2年改正条例による住居手当の経過措置に関する規則」を「新潟市職員の令和2年改正条例による住居手当の経過措置に関する規則（令和2年新潟市人事委員会規則第5号）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。